

(作成日：平成 23 年 11 月 30 日)

(最終更新日：令和 7 年 10 月 10 日)

シンガポール向け輸出水産食品の取扱要綱

1. 目的

この要綱は、シンガポール向け輸出水産食品（ふぐ（有毒部位を除去したものに限る。）及びかき（生きたかきに限る。））について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 5 条に基づく衛生証明書の発行、第 12 条に基づく適合区域の指定、第 13 条に基づく確認、第 18 条に基づく適合施設の認定及び第 21 条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

2. 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) シンガポール向け輸出水産食品：我が国からシンガポールに輸出されるふぐ又はかきであって、3 の要件に適合するもの
- (2) 局長通知：「フグの衛生確保について」（昭和 58 年環乳第 59 号環境衛生局長通知）
- (3) ふぐ処理者：各自治体の条例又は要綱等により都道府県知事等が認める者
- (4) ふぐ処理施設：各自治体の条例又は要綱等により都道府県知事等が認める施設
- (5) 認定施設：ふぐ処理施設であって、本要綱に基づき認定された施設
- (6) 都道府県等衛生部局：都道府県、保健所設置市及び特別区における衛生主管部局
- (7) 都道府県水産部局：都道府県における水産主管部局
- (8) 証明書発行機関：ふぐについてはふぐ処理施設を管轄する都道府県等衛生部局、かきについてはかきの生産海域を管轄する都道府県水産部局
- (9) 施設認定機関：ふぐ処理施設を管轄する都道府県等衛生部局
- (10) 食品監視安全課：厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課
- (11) 認定施設責任者：認定されたふぐ処理施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (12) 輸出者：シンガポール向け輸出水産食品を輸出しようとする者であって、

生産から輸出に至るまでの流通経路を把握し、その間の衛生管理について責任を負う者

(13) 貝類衛生プログラム：都道府県が作成するシンガポール向けかき衛生管理プログラム

3. シンガポール向け輸出水産食品の要件

(1) シンガポールに輸出可能なふぐの要件

シンガポールに輸出しようとするふぐが、以下の要件を満たすこと。

ア 局長通知に規定された、「処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの種類及び部位」のうち筋肉並びに養殖されたふぐの皮（ヒレを含む。）及び精巣のみであること。ただし、養殖されたふぐの皮（ヒレを含む。）及び精巣にあっては、「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針（ガイドライン）について」（令和2年5月1日付け生食発第0501第10号）に基づくガイドラインを踏まえ都道府県知事等が認定したふぐ処理者により処理されたものに限る。

イ 局長通知及び各自治体の条例又は要綱等に基づく事項について、適正に処理されたものであること。

ウ ふぐ処理者及び認定施設により、処理、加工されたものであること。

エ 日本においてヒトが消費するための食品として販売することが可能であること。

(2) シンガポールに輸出可能なかきの要件

シンガポールに輸出しようとするかきが、以下の要件を満たすこと。

ア かきの生産海域を管轄する都道府県が次の①～⑤の事項を含む貝類衛生プログラムを策定し、農林水産省を通じてシンガポール食品庁へ提出し、シンガポール食品庁による承認を受けていること。なお、シンガポール食品庁による承認を受けている都道府県については農林水産省ホームページで確認すること。

①生産海域

②生産海域の水質の状況、モニタリング及び検査の方法

③貝毒が確認された場合の対応（出荷規制、解除等）

④回収プログラム及び手続

⑤衛生証明書の様式、発行機関及び発行方法（5.（2）及び6.（2）の内容とすること。）

イ アの貝類衛生プログラムに基づき生産されたかきであること。

4. ふぐにおける施設の認定に係る手続き

(1) 認定申請

シンガポールに輸出しようとするふぐの施設認定を希望する者（本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人をいう。以下「申請者」という。）は、(2)の要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式1により施設認定機関宛て提出すること。

(2) 施設の認定要件の審査

認定申請を受理した施設認定機関は、提出書類により、以下のア又はイの要件に適合するかの審査を行い、審査の結果、問題がない施設については、別紙様式2を食品監視安全課に提出すること。

ア 令和3年6月1日以降に食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第4号に規定する魚介類販売業、同条第16号に規定する水産製品製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業又は同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業の営業許可を受けたふぐ処理施設であること。

イ 前記ア以外のふぐ処理施設にあっては、申請者自らが別添1の点検表により必要な要件を満たすことを確認した施設であること。

(3) 施設の認定

食品監視安全課は、(2)により提出があったときは、認定番号を付し、シンガポール政府に対し、日本の認定施設としての公表を要請する。

シンガポール政府から公表完了の報告を受けた食品監視安全課は、当該認定施設の名称、住所及び認定番号を記載した認定施設リストを農林水産省のホームページ上で公表するとともに、施設認定機関に通知する。

なお、当該リストに記載された施設については、農林水産省のホームページ上での公表時点以降、認定施設として取り扱うこととする。

(4) 認定施設に関する認定事項の変更等

別紙様式1の記1に掲げる事項（法人番号を除く。）の変更を希望する認定施設責任者は、別紙様式3により施設認定機関宛てに申請すること。申請を受理した施設認定機関は別紙様式2を食品監視安全課に提出すること。施設の認定の変更の連絡及び公表は、(3)に準じて手続を行う。

(5) 認定の廃止申請

施設の認定の廃止を希望する認定施設責任者は、別紙様式4により施設認定機関宛てに申請すること。申請を受理した施設認定機関は別紙様式2を食品監視安全課に提出すること。施設の認定の廃止の連絡及び公表は、(3)に準じて手続を行う。

(6) 認定施設の定期確認

施設認定機関は、管内の認定施設に対し、(2)に規定する要件を満たして

いること等について、年に1回以上の頻度で別添1の点検表により定期的な現地確認を行い、結果を当該施設に通知すること。また、当該確認において認定要件に係る問題を発見した場合には、改善指導を実施し、必要に応じて衛生証明書の発行停止を行う等必要な措置をとること。

(7) 認定の取消し

次のいずれかに該当することが判明した場合には、施設認定機関又は食品監視安全課は、認定施設の取消しを行うことができる。

ア (6)の定期確認の結果、(2)の要件に適合しなくなつたと認める場合において、認定施設責任者に対し、これを改善すべきことを求め、かつ、その求めによつてもなお改善されないとき。

イ 認定施設責任者又は当該施設と関連ある者が、本要綱に基づく手続き等において不正を行ったことが判明したとき。

ウ その他相当の理由があると認められるとき。

施設の認定の取消しの連絡及び公表は、(3)に準じて手続を行う。

5. 衛生証明書の発行手続

(1) ふぐにおける衛生証明書の発行手続

ア 輸出しようとするふぐ処理施設の代表者は、証明書発行機関に対して、別紙様式5により衛生証明書の発行を申請すること。

なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添2によるものとする。

イ アの申請を受けた証明書発行機関は、申請が適正であると認めるときは、別紙様式6に必要事項、Reference No.、証明書発行機関の名称及び発行年月日を記載し、担当者が署名し、印章を押印し、衛生証明書を発行するものとする。

なお、「Reference No.」については、発行番号の上4桁は発行機関の拠点符号、次の2桁は発行年の西暦の下2桁(年次)、次の3桁はBSG、次の5桁は00001 から番号を付すこと。発行機関の拠点符号は、保健所にあっては保健所符号、保健所以外の機関 にあってはあらかじめ食品監視安全課が取り決めた符号を用いること。(例：北海道 BZ0122BSG00001、那覇市保健所 473122BSG00001)

ウ 証明書発行機関は、本要綱に基づく衛生証明申請書の内容確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。

エ 証明書発行機関は、衛生証明書の原本を申請者に発行するとともに、写し及び関係書類を衛生証明書の発行日から3年間保管する。

オ 証明書発行機関は、輸出者から、衛生証明書の発行後に記載内容に変更

が生じた旨の相談があった場合には、貨物等の状況を確認するとともに、証明書の差し替えを行う場合には、以下の事項に留意すること。

①証明書の発行番号は発行済みの証明書の発行番号と異なる番号とすること。

②証明書の左上部に発行済みの証明書の発行番号及び発行日並びに発行済みの証明書を差し替えるものである旨を記載すること。(例: Issued in lieu of certificate No. BZ0122BSG00001 dated 31/01/2022.)

(2) かきにおける衛生証明書の発行手続

ア 輸出者は、輸出しようとするかきの生産海域を管轄する証明書発行機関に対して、別紙様式7に別紙様式8((a)から(i)を英語で記入したもの)を添付して、衛生証明書の発行を申請すること。

また、申請先の都道府県が別の様式を定めている場合にあっては、その様式によること。(以下同じ。)

なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添3によるものとする。

イ アの申請を受けた証明書発行機関は、申請が適正であると認めるときは、申請者から提出された別紙様式8にReference No.、都道府県水産部局の名称及び発行年月日を追記し、担当者が署名し、印章を押印し、衛生証明書を発行するものとする。

なお、「Reference No.」については、都道府県において独自に管理すること。

ウ 証明書発行機関は、本要綱に基づく衛生証明申請書の内容確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。

エ 証明書発行機関は、衛生証明書の原本を申請者に発行するとともに、写し及び関係書類を衛生証明書の発行日から3年間保管する。

オ 証明書発行機関は、輸出者から、衛生証明書の発行後に記載内容に変更が生じた旨の相談があった場合には、貨物等の状況を確認するとともに、証明書の差し替えを行う場合には、以下の事項に留意すること。

①証明書の発行番号は発行済みの証明書の発行番号と異なる番号とすること。

②証明書の左上部に発行済みの証明書の発行番号及び発行日並びに発行済みの証明書を差し替えるものである旨を記載すること。(例: Issued in lieu of certificate No. BZ0122BSG00001 dated 31/01/2022.)

6. 衛生証明書の発行の停止

(1) ふぐにおける衛生証明書の発行の停止

証明書発行機関は、本要綱によらずふぐがシンガポールへ輸出された場合、その他シンガポール向け輸出ふぐの取扱いが適正に実施されていないと認められる場合は、衛生証明書の発行を停止できるものとする。

(2) かきにおける衛生証明書の発行の停止

証明書発行機関は、本要綱によらずかきがシンガポールへ輸出された場合、その他シンガポール向け輸出かきの取扱いが適正に実施されていないと認められる場合は、衛生証明書の発行を停止できるものとする。

7. その他

(1) ふぐに関する事項

ア 輸出者は、施設認定及び衛生証明書を要するふぐに該当するかなど判断が困難な場合にあっては、事前にシンガポール政府に確認をすること。

イ 輸出者は、シンガポールの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施するなど、シンガポール向け輸出ふぐに関する自主的な衛生管理に努めること。

ウ シンガポールからの違反連絡等により、輸出ふぐの衛生状態が不良であること等が確認又は推定された場合、施設認定機関は、必要に応じ関連施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出ふぐの輸送、保管等に関し、責任を負うものとし、施設認定機関の調査等に対して協力を行うこと。

(2) かきに関する事項

ア 輸出者は、シンガポールの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施するなど、シンガポール向けかきに關する自主的な衛生管理に努めること。

イ シンガポールからの違反連絡等により、輸出かきの衛生状態が不良であること等が確認又は推定された場合、証明書発行機関は、必要に応じ関連施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出かきの輸送、保管等に関し、責任を負うものとし、証明書発行機関の調査等に対して協力を行うこと。

ウ かきの生産海域を管轄する都道府県は、シンガポール食品庁に提出する貝類衛生プログラムには、当該都道府県が国内で実施しているかきの衛生管理に係る要領等を記載すること。

また、シンガポール食品庁による貝類衛生プログラムの審査において、シンガポール食品庁から質問や要求があった場合には対応すること。

(別添2)

電子メールによる証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メールを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ① 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- ② 証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。
- ③ 電子メールにより発行申請を行う場合にあって、証明書発行申請書を提出する者が輸出者と異なる場合は、初回に輸出者が作成した委任状を添付すること。

電子メールによる証明書の発行申請手続

1. 証明書の発行前の手続

申請者は、別紙様式 9 に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。

- (1) 輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- (2) 一つの食品輸出計画書に、同一の証明書発行機関で証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- (3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

2. 証明書の発行申請手続

申請者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メールを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに提出すること。なお、1. の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。